

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
世界文化遺産特別委員会ワーキンググループ
の設置について（案）

平成25年 4月 日
文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
世界文化遺産特別委員会決定

1. 設置の趣旨

世界遺産暫定一覧表候補及び世界遺産推薦候補の選定等に関し、専門的な観点から十分な審議を行うため、世界文化遺産特別委員会（以下「特別委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、これらのワーキンググループの所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
第1ワーキンググループ	旧石器・縄文・弥生・古墳時代の文化遺産(その他考古学的遺跡が主となる案件を含む。)に関する事項
第2ワーキンググループ	古代(古墳時代を除く。）・中世・近世期の文化遺産に関する事項
第3ワーキンググループ	近代の文化遺産(中世・近世期の産業遺産を含む。)に関する事項
第4ワーキンググループ	時代を超えて、人と自然との関わりを中心とする遺産に関する事項
第5ワーキンググループ	世界文化遺産にかかる現時点における課題、将来的な役割などに関する事項

2. 調査事項

- (1) 世界遺産暫定一覧表候補に関すること
- (2) 世界遺産推薦候補に関すること
- (3) その他(1)、(2)に関連する課題に関すること

3. ワーキンググループの構成等

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員は、特別委員会の委員長が指名する。
- (2) 各ワーキンググループに座長を置き、特別委員会の委員のうちから、互選により選任する。
- (3) 座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員のうちから座長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 特別委員会の委員長は、各ワーキンググループにおいて意見を聴くべき者を指名することができる。この場合において、当該者に対しては、文化庁から協力を依頼する。

4. 議事の公開について

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会の例によるものとする。

5. 庶務

このワーキンググループの庶務は、文化財部記念物課が参事官（建造物担当）の協力を得て処理する。